神奈川革新懇ニュース

発行／平和・民主・革新の日本をめざす神奈川の会（略称　神奈川革新懇）
発行者／斉田道夫　〒231－0021　横浜市中区日本大通17番地JPR日本大通ビル8階
横浜合同法律事務所気付　Te1045-651-2431 FAX045-641-1916　年間購読料1200円+郵送料

革新懇の３つの共同目標

1. 日本の経済を国民本位に転換し、暮らしが豊かになる日本をめざします
2. 日本国憲法を生かし、自由と人権、民主主義が発展する日本をめざします
3. 日米安保条約をなくし、非核・非同盟・中立の平和な日本をめざします

2021年 4月号
No. 235

コロナ禍、中小業者の窮状を打開し発展へ総力を！

３月18日、神奈川革新懇代表世話人会に先立って行われた、神商連との懇談会にで、富塚昇会長からコロナ禍での、神奈川県下の中小企業の現状と、消費税増税や菅内閣の政策の影響が話されました。その要旨を紹介します。

今月のひと

とみづか　のぼる
冨塚　昇さん
神奈川県商工団体連合会会長

略歴
工業高校卒業後、造船関係の会社に就職
5年後に労働組合結成、組合に入り執行委員就任
組合結成10年目に工場閉鎖の提案と闘い、全国一般に加盟、自主再建に
独立起業し中小業者とし横須賀民商に入会
横須賀民商の役員、県連の役員を経て、2020年9月に県連の会長に就任。

コロナ禍で苦しくなった中小業者

昨年、新型コロナウイルス感染拡大の私たち中小業者への影響は、２月から始まりました。「中国から部品が入らず、納品できない」（パソコン販売業者）、「高齢者のバスツアーがキャンセルになった」（飲食店）、などの声が届くようになりました。そこで、２月26日にコロナ対策として、①固定費の補助、②緊急の無利子融資などを県に要請したのが始まりです。

ところが、４月７日の緊急事態宣言により様々な自粛要請が出され、事態は深刻化しました。４月から５月にかけて実施した影響調査によると、飲食業では「謝恩会や花見などで団体の予約が次々にキャンセルになる」、クリーニング屋さんでは「夏物と冬物の入れ替えの時期に店を閉めた」などの事例が集まりました。集計結果では、２月以降売上が「減少している」業者が82％、「５割以上の減」が40％を超え、特に飲食業は50％を超えていました。

「自粛を要請するなら、補償しろ」の要求が広がり、人件費や家賃などの固定費への補助が求められました。黒岩知事は４月14日に飲食店へ固定費の補助を含む「協力金」を支給すると発表しました。

また、働き方がパートからフリーランスになった人が増え、「持続化給付金」を申請をしたいという相談が増えてきました。この持続化給付金の申請には税務署に提出した開業届の添付が必要ですが、多くのフリーランスが給付金の対象の月に開業していても開業届を出すことは知りません。ひどい人は税務署に出しに行こうと問い合わせをしたら、「コロナ禍なのでゆっくり出せばいい」と言われ、見送った人もいました。しかし、開業届が遅れたということで、結局収入は激減したが、本来対象になっている給付金は受け取れないという、不当な事態が進行しています。

コロナ禍の現状打開への要求と運動

①「自粛を要請するなら、補償しろ」

飲食店に対する協力金は時短や休業の要請に応えれば、店の規模や売上の減収額に関係なく、一律で給付されます。そのため、店の規模が大きく、従業員を何人も抱え、家賃も払っている飲食店ではとても足りません。また、飲食店に食材やお酒などを卸している店は協力金の対象になりません。

持続化給付金はすべての業者が対象になりましたが、売上が５割以上落ちていることが条件で、１回きりの実施です。第１回目の緊急事態宣言が解除されても、売上が元に戻った事業者は２割弱で、半分以上が３割以上の減となっています。

自粛を要請するなら、すべての業種を対象に、事業規模と売上の減少割合に応じた補償を出させることが一番の要求です。

②申請を対面で

国の給付金は電子申請が基本で、税務や会計に詳しい専門家が対応しているわけではないので、商売をしていたら当たり前のことが伝わらず、実務が進まない状況を生み出しています。

また、高齢の事業者は電子申請と聞いて、あきらめる方もいました。電子申請だけでなく、きちんと知識と経験を持った職員が対面で対応することが必要です。

③消費税の減税と複数税率の廃止。２０２０年、２０２１年の消費税の免税

売上が激減する中で、早急に経済の回復を図るために、海外で実施しているように消費税減税と納税免除をするべきです。

経済を回すためにも、消費税を減税すべき

消費税は、１９８９年（平成元年）に税率３％で始まりました、最初は「わずか３％」と言っていましたが、今では「10％」になっています。もう「わずか」とは言えません。しかもこれからは、価格表示を、消費税を含めた総額表示に徹底させようとしています。消費者には税金をいくら払っているかが見えなくなるわけです。

消費者は、商品の価格のほかに消費税を支払わなければ、商品を買えません。収入が増えなければ実質の購買力は小さくなります。賃下げと同じです。自営商工業者にとっても、実質的に収入減になります。

私たち中小業者にとって影響の大きな、インボイス制度が始まります。インボイスは消費税の計算専門の伝票のことです。企業間の取引にはインボイスが求められるようになります。インボイスは大手企業並みの会計処理で納税をしないと発行が認められないので、大手企業と取引をする零細企業にとっては、会計処理の負担が大きくなり、大打撃です。

コロナ禍の中、56の国と地域で、消費税の減税を経済対策として実施しています。いったん期限を迎えた国でも再延長していることは経済対策として有効だということです。また、医療機関にとっては、仕入れにかかる消費税が減額されるわけで、医療崩壊を防ぐ対策としても有効です。

経済を回すためにも、消費税を減税すべきです。

「集まって、相談し、行動する」神商連

神奈川県商工団体連合会（神商連）は、神奈川県下のさまざまな業種の自営商工業者でつくる組織で、営業と暮らしを支えあう運動に取り組んでいます。

「集まって、相談し、行動する」と「知って、知らせて、組織する」の二つの活動を、前進を切り開く教訓にしています。例えば、持続化給付金や休業協力金を会員に知らせ、集まって、相談し、自ら動いて申請する。また、わからないことがあったら、相談し、仲間と一緒に行動する。給付金が実行されると、まわりの業者に知らせて、その業者が集まって、相談し、行動します。こうした活動が連鎖しているところで、会員拡大が進んでいます。

総選挙は政治の流れを変える絶好の機会

菅首相のブレーンである、竹中平蔵氏やデービット・アトキンソン氏は、中小業者は非効率なので淘汰すべきと主張しています。

国のコロナ対策の持続化給付金や家賃支援給付金はＷＥＢのみが窓口でした。インボイス制度も始まります。菅内閣は、中小業者の淘汰をすでに始めているのです。

昔から、「駕籠に乗る人、担ぐ人、そのまた草鞋をつくる人」という役割の違いが言われています。中小業者は、いわば「そのまた草鞋をつくる人」の役割で、生産関係の中で必要不可欠です。効率だけで測れるものではありません。このままでは、菅首相によって、中小業者だけでなく、日本の経済自体が行き詰まります。

一方で菅首相は軍事費を拡大しています。菅首相が行おうとしていることは、単にコロナや消費税で業者を苦しめるだけではなく、戦争のために営業権を奪う「いつか来た道」です。今年必ず行われる総選挙は、「平和でこそ商売繁盛」の立場で、元気な中小業者を生み出し、地域経済の再生を図るうえでも、絶好の機会です。

私たち民商・神商連も中小業者分野での共同を広げ、組織力を強くして、市民と野党の共闘が政権を獲得するために奮闘する決意です。